



新たに施行される法律について学ぶ!

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) とは?

どんな法律?

1. フリーランスと発注事業者との間の取引の適正化

2. フリーランスの就業環境の整備

によって、フリーランスが安定的に働ける環境の整備を図ることを目的とする法律です。

1, 2 の達成のために、

フリーランスに業務委託する発注事業者に対する義務等を定めています。

いつから?

施行日 2024年11月1日

2024年11月1日以降に行われる取引や2024年10月以前から継続している取引の契約更新等について適用されます。

フリーランスが消費者から
直接依頼を受ける取引については、
対象とはならないよ!



誰のどんな取引が対象となる?

発注事業者^{★2}からフリーランス^{★1}に対する業務委託^{★3}の取引が対象となります。

★1 フリーランスとは?

業務委託を受ける事業者である以下の事業者が対象となります。従業員を雇ったり、代表者以外の役員がいる場合は対象となりません。

- ① 個人
- ② 代表者自身のみの一人会社 (法人)

★2 発注事業者とは?

フリーランスに対して業務を委託する事業者が広く対象となります。

- ア 以下の事業者
(法2条6項「特定業務委託事業者」)
- 従業員を使用する個人
 - 代表者以外に役員や従業員を使用する会社 (法人)

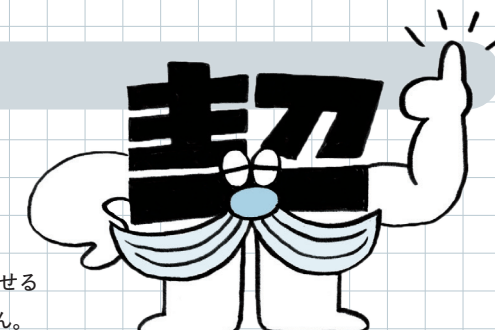
- イ ア以外の事業者
(フリーランスが他のフリーランスに業務を委託する場合を含みます。)

★3 業務委託とは?

発注事業者の事業のために、他の事業者 (フリーランス) に対して業務を委託する取引が対象となります。業務の内容としては、成果物 (物品・情報成果物) の作成、サービスの提供が含まれます。

本資料においては、各用語を以下の定義で使用しています。

- ★1 フリーランス (上記①及び② 法2条1項「特定受託事業者」) ★2 発注事業者 (上記ア及びイ 法2条5項「業務委託事業者」)
★3 業務委託 (法2条3項「業務委託」)



発注事業者の義務の内容は？

*発注事業者の種類や業務委託の期間によって、義務の内容が異なります。

義務	ア 従業員を使用する個人・代表者以外に役員や従業員を使用する会社（法人）（「特定業務委託事業者」）			イ ア以外の事業者（フリーランスが発注者となる場合を含みます。）
	6か月以上の期間の業務委託	1か月以上6か月未満の期間の業務委託	1か月未満の期間の業務委託	
① (1) 取引条件の明示	○	○	○	○
① (2) 報酬の支払期日の設定・支払	○	○	○	×
① (3) 禁止行為	○	○	×	×
② (1) 募集情報の的確表示	○	○	○	×
② (2) 育児介護等と業務の両立に対する配慮	○	×	×	×
		努力義務あり	努力義務あり	
② (3) ハラスメント対策に関する体制整備	○	○	○	×
② (4) 中途解除等の事前予告・理由開示	○	×	×	×

① 取引の適正化のための義務

(1) 取引条件の明示

発注事業者は、フリーランスに依頼する際に、取引の条件を書面または電磁的方法により明示しなければなりません。

- ☐ フリーランス・発注事業者の名称
 ☐ 合意した日
 ☐ 業務内容
 ☐ 業務期間・納期
☐ 業務場所・納品場所
 ☐ (検査を行う場合) 検査完了日
 ☐ 報酬の金額・支払期日・支払方法

(2) 報酬の支払期日の設定・支払

発注事業者は、業務完了や納品の日から60日以内の支払期日を定め、この期日までに報酬を支払わなければなりません。

- 例外：
 ○「各月末日締め、翌月末日払い」はOK
 ○再委託の場合には、再委託であること等を取引条件として明示することで、元委託の支払期日から30日以内でもOK

(3) 禁止行為

1か月以上の期間の業務委託の場合、発注事業者による以下の行為が禁止されます。

- 受領拒否……………フリーランスに落ち度がないのに、成果物の受け取りを拒むこと
- 報酬の減額……………フリーランスに落ち度がないのに、約束した報酬を減額すること
- 返品……………フリーランスに落ち度がないのに、納品した成果物を返品すること
- 買いたたき……………相場等と比べて、報酬の額を著しく安くすること
- 購入・利用強制……………正当な理由（成果物・サービスの品質維持のため等）がないのに、発注事業者が指定する物やサービスの購入・利用を強制すること
- 不当な経済上の利益の提供要請……………委託した業務以外の成果物やサービス、労務を無償で提供させること
- 不当な給付内容の変更・やり直し……………フリーランスに落ち度がないのに、業務内容の変更ややり直しをさせること

② 就業環境の整備のための義務

(1) 募集情報の的確表示

- 発注事業者は、フリーランスを募集する広告等で、虚偽や誤解させる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

(2) 育児介護等と業務の両立に対する配慮

- 発注事業者がフリーランスに対して6か月以上の期間の業務委託をする場合、フリーランスからの申出に応じて、妊娠、出産、育児又は介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。
- ※6か月未満の期間の業務委託の場合は、努力義務となります。

(3) ハラスメント対策に関する体制整備

- 発注事業者は、ハラスメントについての相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 発注事業者は、フリーランスがハラスメントについての相談を行ったこと等を理由として不利益な取り扱いをしてはなりません。

(4) 中途解除等の事前予告・理由開示

- 発注事業者がフリーランスに対して6か月以上の期間の業務委託をする場合、契約の解除・不更新をしようとする場合、災害等により予告が困難である等の例外のケースを除いて、30日前までにその旨を予告しなければなりません。
- 発注事業者は、予告から契約終了までの間に、フリーランスが理由の開示を求めた場合、第三者の利益を害するおそれや法令違反となる等の例外のケースを除いて、開示しなければなりません。

インボイス制度の導入に伴う注意点

2023年10月から導入されたインボイス制度に伴い、発注事業者からフリーランスに対して、インボイス発行事業者（「適格請求書発行事業者」）となることを要請されることがあります。要請自体が法的に禁止されるものではありませんが、以下のような発注事業者の行為は、フリーランス・事業者間取引適正化等法や独占禁止法等の関係で問題となる可能性があります。

CASE 1 フリーランスが業務を完了させたが、インボイス発行事業者でないことを理由に、消費税相当額（全部or一部）を支払ってもらえなかった。

→ ①取引の適正化のための義務
(3) 禁止行為の「報酬の減額」にあたります。

CASE 2 昔から取引をしている発注事業者からの要請に応じて、フリーランスはインボイス発行事業者となった。しかしながら、発注事業者は報酬の交渉に応じず、一方的に報酬は据え置きのままとした。

→ ①取引の適正化のための義務
(3) 禁止行為の「買いたたき」にあたります。

CASE 3 インボイス発行事業者となることの要請にあたって「インボイス発行事業者にならなければ、消費税分減額する。それが嫌ならば、取引を打ち切る。」などと一方的に通告した。

→ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。

インボイス制度とは

消費税の仕入税額控除の方式で、正式名称は「適格請求書等保存方式」といいます。一定の要件を満たした適格請求書（インボイス）を受注者が発注者に発行し、両者がインボイスを保存することで、発注者が消費税の仕入税額控除の適用を受けることができます。

つまり、インボイス発行事業者である受注者から発行された適格請求書（インボイス）がないと、発注者は、仕入税額控除が受けられず、インボイス制度開始前より消費税を多く負担することになる可能性があります。

一方、年間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は基本的に消費税の納税義務が免除されます（免税事業者）。しかしながら、免税事業者である受注者がインボイス発行事業者として登録を受けるためには、前提として課税事業者となる必要があります。そして、免税事業者が課税事業者となることを選択すると、年間の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の納税義務を負うことになります。

フリーランスの皆さんが
インボイス発行事業者になるべきかどうかは
皆さんの状況によって異なるよ！
じっくり考えよう！



違反したらどうなる？

- 発注事業者に違反があった場合、フリーランスは、行政機関（公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）に対して、違反について申出をすることができます。
- 行政機関は、調査を行い、違反した発注事業者に対して、指導・助言・勧告を行うことができます。
勧告に従わない場合に対しては、さらに命令・公表をすることができ、命令違反には50万円以下の罰金も定められています。

参考リンク

知る



フリーランス法 特設サイト（公正取引委員会）
https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/

相談先



フリーランストラブル110番（厚生労働省・第二東京弁護士会）
TEL: 0120-532-110
<https://freelance110.mhlw.go.jp/>



文化芸術活動に関する法律相談窓口（文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

違反の申出



フリーランス・事業者間取引適正化等の
違反被疑事実についての申出窓口（公正取引委員会）
<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>



文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/pdf/94128001_02.pdf

発行日 | 2024年12月

企画・制作 | 株式会社precog（篠田菜、斉藤友理、林芽生、星茉里）
法務ディレクション・監修・執筆 | シティライツ法律事務所（荻布純也、林かすみ、水野祐）
編集ディレクション | 星茉里
デザイン | LABORATORIES
イラスト | コグレチエコ

文化庁委託事業
（令和6年度 芸術家等実務研修会の実施事業）



新たに施行される法律について学ぶ！

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 （フリーランス・事業者間取引適正化等法）とは？

どんな法律？

1. フリーランスと発注事業者との間の取引の適正化
 2. フリーランスの就業環境の整備
- によって、フリーランスが安定的に働ける環境の整備を図ることを目的とする法律です。
- 1, 2 の達成のために、
フリーランスに業務委託する発注事業者に対する義務等を定めています。

いつから？

施行日 2024年11月1日

2024年11月1日以降に行われる取引や2024年10月以前から継続している取引の契約更新等について適用されます。

フリーランスが消費者から
直接依頼を受ける取引については、
対象とはならないよ！



▲ちぎりじい

誰のどんな取引が対象となる？

発注事業者^{★2}からフリーランス^{★1}に対する業務委託^{★3}の取引が対象となります。

★1 フリーランスとは？

業務委託を受ける事業者である以下の事業者が対象となります。従業員を雇ったり、代表者以外の役員がいる場合は対象となりません。

- ① 個人
- ② 代表者自身のみの一人会社（法人）

★2 発注事業者とは？

フリーランスに対して業務を委託する事業者が広く対象となります。

- ア 以下の事業者（法2条6項「特定業務委託事業者」）
- 従業員を使用する個人
 - 代表者以外に役員や従業員を使用する会社（法人）

イ ア以外の事業者（フリーランスが他のフリーランスに業務を委託する場合を含みます。）

★3 業務委託とは？

発注事業者の事業のために、他の事業者（フリーランス）に対して業務を委託する取引が対象となります。業務の内容としては、成果物（物品・情報成果物）の作成、サービスの提供が含まれます。

本資料においては、各用語を以下の定義で使用しています。

- ★1 フリーランス（上記①及び② 法2条1項「特定受託事業者」） ★2 発注事業者（上記ア及びイ 法2条5項「業務委託事業者」）
★3 業務委託（法2条3項「業務委託」）